

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における 研究データの取扱いに関する基本方針(データポリシー)

令和5年3月31日決定

1. 目的

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下「研究所」という。)は、国の政策を踏まえ、特別支援教育に関する研究のうち主として実証的な研究を総合的に行うこと、及び特別支援教育に関わる関係者に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターである。

研究所で実施する研究は、国の特別支援教育政策立案や推進、教育現場等の喫緊の課題の解決に寄与する研究、各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究などであり、それぞれの研究は、関係機関・教育現場等との密接な連携のもと行っている。

研究では文献調査の他、主に教育現場等(教育委員会、教育センター、特別支援学校、小・中学校等)の関係者に対して質問紙やインタビュー等の調査を行い、その調査により明らかとなった課題や問題の解決につながる研究を行っている。これらの研究は、教育現場等の協力によって成り立っているものであり、また、その成果は教育現場等に迅速に還元することにより、特別支援教育の振興・発展に寄与していくものである。

さらに、公的資金で運営されている研究所において実施した研究における成果を広く利活用することは、我が国が目指す共生社会の形成に大きく寄与するものである。

以上のことから、特別支援教育の振興・発展、共生社会の形成に寄与するため、研究所が研究活動を通じて取得した研究データの保存、管理、利用するための基本方針(データポリシー)(以下「基本方針」という。)を以下のとおり定める。

2. 定義

(1) 研究データ

研究データとは、研究所の研究活動の過程で取得・作成された全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なものをいう。

(2) 管理対象データ

基本方針において管理対象データとは、研究データのうち、研究所及び資金配分機関の基準等に基づいて管理・利活用の対象として、研究を実施する組織又は研究員等(以下「研究組織等」という。)がその範囲を定めるものをいう。

(3) 公開データ

管理対象データのうち、個人情報保護や知的財産権保護の観点、また公開により国民の利益に反するおそれのある情報、第三者より秘密保持義務が課せられている情報、公開により財産的価値が損なわれる可能性がある場合を除き、研究所の方針を踏まえ、公開の範囲を研究組織等が設定するものをいう。

(4) 共有データ

管理対象データのうち、研究所の方針を踏まえ、共有の範囲を研究組織等が設定するものをいう。

(5) 研究所保管データ

管理対象データのうち、公開データ、共有データ以外の研究所が組織的に保管するものをいう。

3. 研究データの帰属

管理対象データは、研究所に帰属する。ただし、外部資金研究による研究データについては、研究員等に帰属し、他機関との契約等により別に定めがある場合は、当該定めによる。

4. 公開データ又は共有データの引用

公開データ又は共有データの利用者は、研究成果等を論文や報告書等に掲載する場合は、研究所のデータを利用した旨を明記するとともに、共有データについては、引用したことを研究所に報告する。

5. 免責事項

研究所は、利用者が公開データ及び共有データを用いて行う行為に伴って生じる一切の不利益及び損害に対して、いかなる責任も負わないものとする。

6. 法令及び研究所規則の遵守

研究所は、研究データに係る取扱いについて、個人情報保護や情報セキュリティ等の関係法令を遵守するほか、別に規則等の定めがある場合はそれによるものとする。

7. 管理対象データの管理・保存及び利活用のための基盤整備

- (1) 研究所は、管理対象データの適切な管理・保存に努める。
- (2) 研究所は、機関として公開データ及び共有データを利活用可能な状態で保存・管理するリポジトリを設置し、運用する。

8. 管理対象データの廃棄

研究所は、研究所の判断により、保管している管理対象データを廃棄することがある。

9. 公開又は共有の時期と利用条件

- (1) 研究所又は研究組織等は、管理対象データを公開データ又は共有データに分類したときは、可能な限り速やかに公開することに努める。ただし、合理的な範囲において公開又は共有までの準備期間又は猶予期間を設定することがある。また、公開又は共有後に研究所が公開又は共有することが適当でない判断した場合には公開又は共有を打ち切ることがある。
- (2) 公開データ及び共有データは原則無償で公開又は共有されるが、その種類及び目的等により、有償とする場合がある。

10. メタデータの付与

研究所は、研究成果の適切な管理・運用と利活用を推進するため、管理対象データに対して当該研究分野における標準的なメタデータを付与する。

11. 識別子の付与

研究所は、公開データ及び共有データに対して標準的な識別子を付与する。

12. その他

- (1) この基本方針は、別に定める場合を除き、令和5年4月1日から適用する。
- (2) この基本方針は、必要に応じ見直しを行い改定する。